

観光経済

観光基本計画と 野外芸術文化ゾーン について

質問 新市観光基本計画に

おける基本理念は、豊かな自然の中でだれもが感動する観光とされている。その中になぜあえて自然の活用とは相反する人工的な景観施設である野外芸術文化ゾーンの官庁街通りを重要な観光資源として具体的に盛り込む必要があったのか伺いたい。

答弁 確かに豊かな自然の中でだれもが感動する観光となっているが、これは何も人工的観光資源を否定するものではなく、むしろ新たな観光資源として野外芸術文化ゾーンについても記述しているところである。官庁街通りは、十和田湖、奥入瀬溪流に見られる手つかずの大自然とは違い、戦後軍馬補充部の開放により人工的につくられたものがあるが、都市の中における自然との調和という観点から見れば、それは他に余り見られないだれもが感動する特徴を持った観光資源

としてとらえることができると思う。このことから、十和田湖、奥入瀬溪流の豊かな自然と合わせ、市街地の豊かな自然を象徴する官庁街通りも基本理念に合致するものと考ええる。



市のイベントとして定着したとわだYOSAKOI夢まつり

修学旅行誘致について

質問 最近の修学旅行は、

体験学習が主流となっているが、このような体験学習をさせて、市内に宿泊する修学旅行へ助成する考えはないか伺いたい。

答弁 近年県内においては、関東圏、関西圏からの入り込み数も増加傾向にあることから、当面、より一層の修学旅行生の誘致活動を展開し、さらに受け入れ態勢の充実等を図っていききたいと考えていることから、今のところ助成については考えは持っていない。

奥入瀬川のサケの一本釣りについて

質問 昨年初めて実施した

サケの一本釣りに約五百六十人の釣りファンが集まったということだが、このイベントの性格及び発展性を考えるとき、釣り愛好者や地域の住民の方々の手づくりのイベントにしていくべきと思うが、行政の考え方を伺いたい。

答弁 昨年は予想以上の盛況で、参加者を対象としたアンケートでも約九割の方がまたぜひやってほしいという回答を得ている。県では、昨年度の実施状況を踏まえ、今年から本格的にこの事業に取り組む方針を打ち出している。本年四月には、県を交えた第一回の打ち合わせ会議を開催し、今年度の大まかな方針を協議している。具体的な内容については検討中であるが、

期間については昨年の十六日間を一カ月半程度とし、場所についても昨年よりさらに東側に四キロメートルほど延長、一日の定員を百人、そしてまた有料として実施したいと考えている。また、行政の経費負担なしでイベントを行うという

行事であることから、できるだけ民間の協力を得ながら、また民間の様々な意見をいただきながら対処していききたい。

攻めの農林水産業について

質問 青森県では、平成十七年度からおおむね五年後

をめどに攻めの農林水産業を推進しているが、基幹産業を農業とする当市はこの攻めの農林水産業に具体的などのように取り組むのか伺いたい。

答弁 当市においてもニンニクや長芋など、全国に誇れる産品が多くあり、これらをさらに付加価値をつけるため、生産面では全国から注目を集めている土壌分析機の導入によるミネラル野菜、ミネラル栽培、生産履歴情報の伝達、農業の適正利用など、安全安心な産地づくりに取り組んでいる。高付加価値化の面では、作付けが伸びているそばを活用したビールや焼酎等の商品化に取り組んでいるところである。今後とも、県と連携をしながら農業団体等と一体となった取り組みを進め、収益性のアップを図るとともに、消費者から信

頼される産地づくりを進めていきたい。



道の駅とわだの「だったんそば」コーナー

「食べる感動」について

質問 観光基本計画の中に

「食べる感動」という項目があるが、具体的にどのように進めていくのか伺いたい。

答弁 十和田市には、桜肉、ガリックポーク、十和田湖和牛、そば、ミネラル野菜等の地場産品が豊富にあることから、道の駅とわだでは健康ブームにのった「だったんそば」、また道の駅奥入瀬では「山の芋ラーメン」など、市の特産野菜を活用したものを既にメニューに加え、実施している。そのほかにも事業者の方々が地場産品を使いながら独自の商品を開発しており、観光の分野だけでなく、農業関係者及び商工関係者の方々

と連携を図りながら魅力ある郷土料理づくり、うまいもの街道のイメージづくり、健康郷土食のイメージづくりを実践し、観光振興を図っていききたい。

農業行政について

質問 担い手を中心とした

経営所得安定対策が平成十九年から新たな農業政策として決定されたが、その中心となる品目横断的経営安定対策の進捗状況と今後の対応について伺いたい。

答弁 昨年の十月から集落に出向いて担い手の育成確保の重要性など、当該制度の周知徹底を図ってきた。認定農業者は、五月末現在で、三百四十八名となっており、これは平成二十一年度末目標の約八一％に達しており、今後も誘導に取り組みでいきたい。

また、集落営農組織は、現時点で十九組織設立されているが、国の要件を満たすには至っていないため、本対策の対象となり得る集落営農へのステップアップを目指し取り組みでいきたい。

